

平成28年度
経済産業関係 税制改正について

平成27年12月
経済産業省

目次

| | |
|---|----|
| 1. 成長志向に重点を置いた法人税改革(法人実効税率の引下げ) | |
| (1-1) 法人実効税率の引下げ | 3 |
| (1-2) 課税ベース拡大 | 11 |
| (減価償却方法の見直し、生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止、 外形標準課税の拡大、欠損金繰越控除制度の1年前倒し縮減と激変緩和措置) | |
| 2. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の見直し | 17 |
| 3. 未来投資の拡大 | |
| (3-1) 「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備 | 21 |
| (3-2) エネルギー環境関連投資促進税制(グリーン投資減税) | 23 |
| (3-3) 資源開発促進税制 | 24 |
| 4. 地域経済再生、中小企業・小規模事業者の活性化 | |
| (4-1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 | 27 |
| (4-2) 中小法人の交際費課税の特例 | 29 |
| (4-3) 取引相場のない株式の評価方式に関する見直し | 31 |
| (4-4) 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等 | 32 |
| 5. 車体課税の抜本的見直し | 33 |
| 6. 地球温暖化対策のための税(森林吸収源対策関連) | 38 |
| 7. 国税関係書類に係る電子保存制度の利便性の向上 | 40 |
| 8. その他 | |
| (8-1) 産業競争力強化・地域経済・中小企業支援関連 | 44 |
| (8-2) エネルギー・環境・資源・技術革新関連 | 46 |
| (8-3) 国際租税関連 | 48 |
| (8-4) 復興・防災関連 | 49 |
| (8-5) その他 | 51 |

1. 成長志向に重点を置いた法人税改革(法人実効税率の引下げ)

○平成28年度に**29.97%**、平成30年度に**29.74%**まで税率引下げを決定。

- ー 3年連続で、2%を超える税率引下げを実現(26年度:▲2.38%、27年度:▲2.51%、28年度:▲2.14%)
- ー 平成30年度には、ドイツ並みの水準を実現。

○財源は、**経済に悪影響の少ないもの**に絞って対応。

- ① 研究開発税制を堅持
- ② 減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない、建物附属設備・構築物に限定
- ③ 設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し(「やるなら今でしょ」)
- ④ 外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保
- ⑤ 繰越欠損金の控除上限の引き下げは、総枠を維持しつつ、縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化

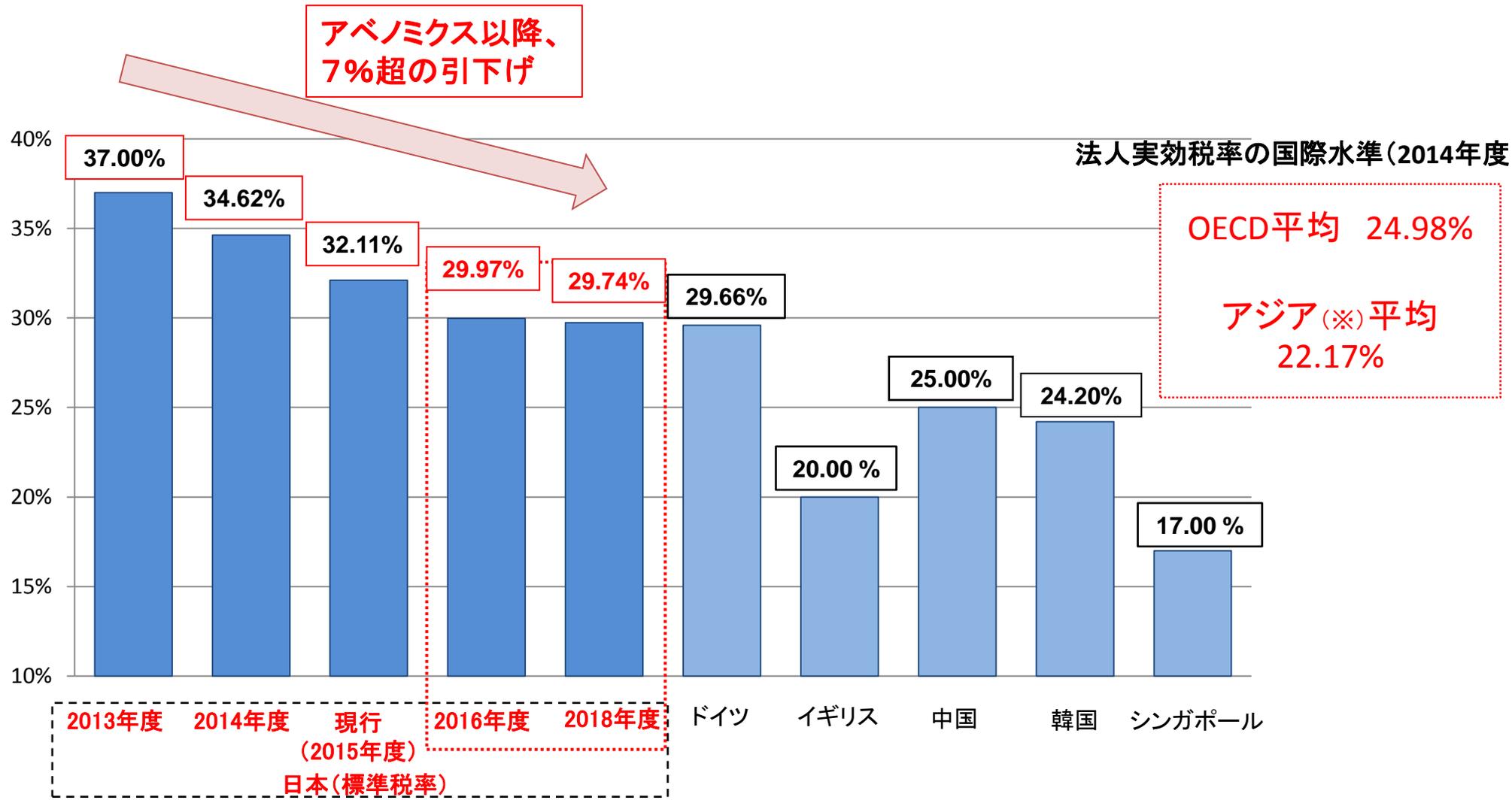
改正概要

| | 現行 | 平成28年度 | 平成30年度 |
|--|--------|--------------------|--------------------|
| 国の法人税率 | 23.9% | 23.4% | 23.2% |
| (参考)大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率 | 6.0% | 3.6% | 3.6% |
| (参考)国・地方の法人実効税率 <標準税率ベース※> | 32.11% | 29.97% (▲2.14%) | 29.74% (▲2.37%) |

※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は**33.06%**。

(参考)これまでの引下げ経緯と国際水準

○安倍政権は、法人実効税率の**7%超の引下げ**を実現。30年度にはドイツ並みの水準へ。



(出所) KPMG Corporate tax rates table等より経産産業省作成

※アジアとは、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムの10か国・地域

I デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

① 法人実効税率「20%台」の実現(抜粋)

平成28年度税制改正においても、引き続き、租税特別措置の見直しに取り組む。特に、生産性向上設備投資促進税制については、予定どおりの縮減を行うとともに、企業の投資判断の前倒しを促すよう、平成28年度末の適用期限をもって廃止するものとする。また、減価償却について、建物と一体的に整備される建物附属設備や、建物と同様に長期安定的に使用される構築物について、償却方法を定額法へと一本化する。更に、平成27年度税制改正で決定した欠損金繰越控除の見直しについて、改革に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの更なる見直しを行う。これらの制度改正により財源を確保して、法人税率(平成27年度23.9%)を、平成28年度に23.4%、更に平成30年度に23.2%に引き下げる。

地方法人課税においては、大法人向けの法人事業税の外形標準課税について、平成27年度税制改正において平成28年度に8分の4とすることとしたが、地域で雇用を支える中堅企業への影響に十分配慮しつつ、平成28年度に8分の5へと拡大する。これとあわせて、所得割(地方法人特別税を含む。)の標準税率(平成27年度6.0%)を、平成28年度に3.6%に引き下げる。

I デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

① 法人実効税率「20%台」の実現(抜粋)

この結果、国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。更に平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保(手元資金)を活用して、投資拡大や賃上げ、更には取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

(参考)アベノミクスの効果と法人税減税

○法人税減税を含めた政策対応もあって、**設備投資や雇用・賃金が拡大**している。

○また、今年度は、**前年度を大幅に上回る設備投資計画**となっている。

○アベノミクスの効果

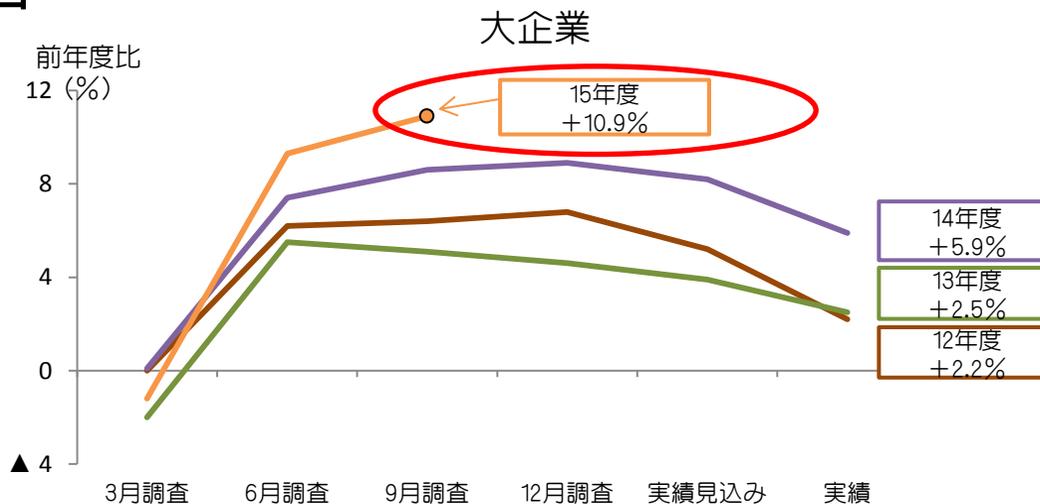
◇**設備投資** 2012 64.9兆円→2013 68.2兆円→2014 69.3兆円 (**2年間で約5兆円/ 7%の伸び**)

◇**企業収益** 東証上場2,158社 純利益合計 2015年3月期 **21.2兆円 (史上初の20兆円越え)**

◇**雇用** 2年半で**就業者数100万人増加**、有効求人倍率 **1.19倍 (23年ぶりの高水準)**
完全失業率 **3.3%**

◇**賃上げの実現** 一人当たり平均賃上げ率 2015年6月 **2.23%**
特に大手企業は**2.52%** 平均回答額 **8,235円 (17年ぶりの水準)**

○今年度の設備投資計画



(資料)日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

※1 ソフトウェアを除く。

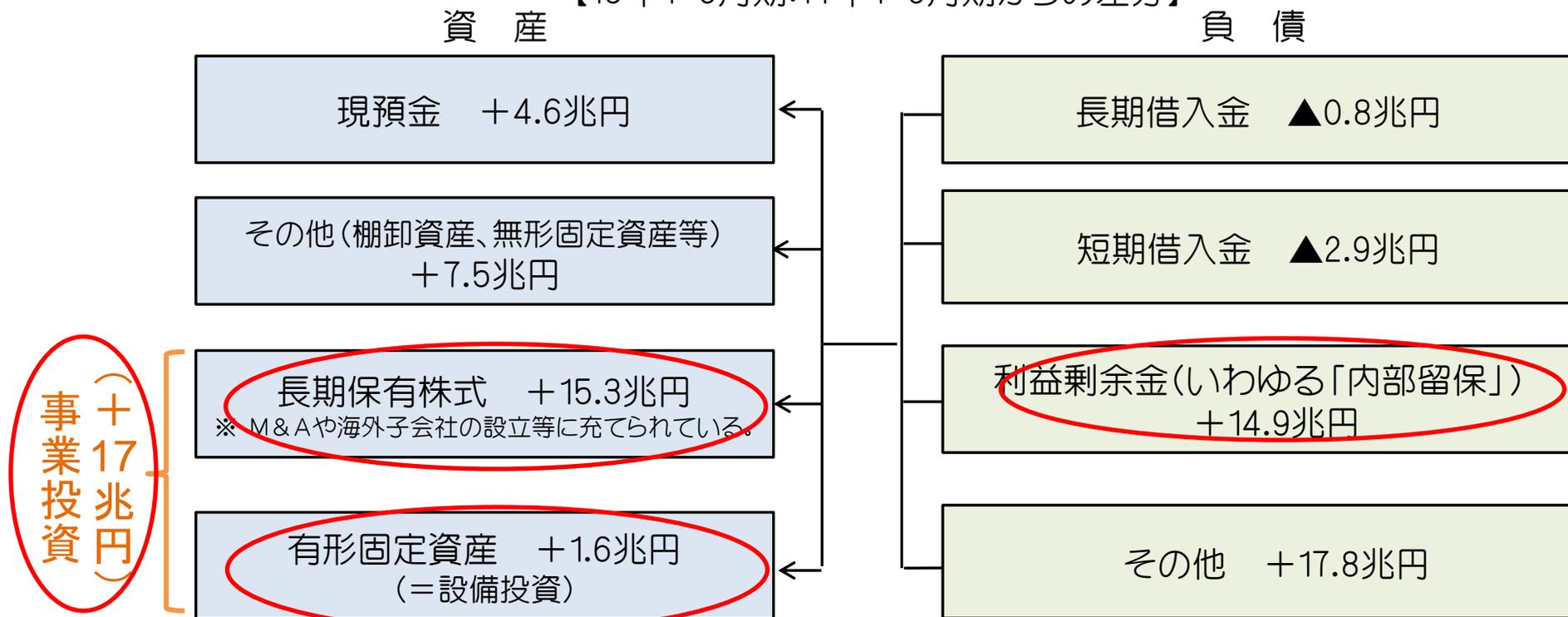
※2 大企業は資本金10億円以上、中小企業は資本金2,000万円以上1億円未満。

(参考)内部留保の増大について

- 大企業は、この1年間で、利益剰余金(いわゆる「内部留保」)を約15兆円増加。
- この間、大企業は、長期保有株式と有形固定資産(設備投資)に合計で約17兆円投資。
- 企業は、内部留保の伸びを上回る事業投資を実施。

- 問題は、海外M&Aを含む長期保有株式に比べ、設備投資がほとんど増加していないこと。
- 国内の事業環境の魅力を高め、大企業の海外投資を国内に振り向けていくことが重要。
- 規制改革やTPP等に併せて、一刻も早い法人実効税率の引下げが必要。

大企業のバランスシート
【15年4-6月期:14年4-6月期からの差分】



<貸借対照表(B/S)>

資産

現預金

その他
(棚卸資産、無形固定資産等)

長期保有株式

有形固定資産
(=設備投資)

負債

借入金

その他
(買掛金、引当金等)

純資産

資本金 等

利益剰余金
(いわゆる「内部留保」)

<損益計算書(P/L)>

経常利益 ± 特別損益

= 税引前当期純利益

- 法人税等

= 当期純利益

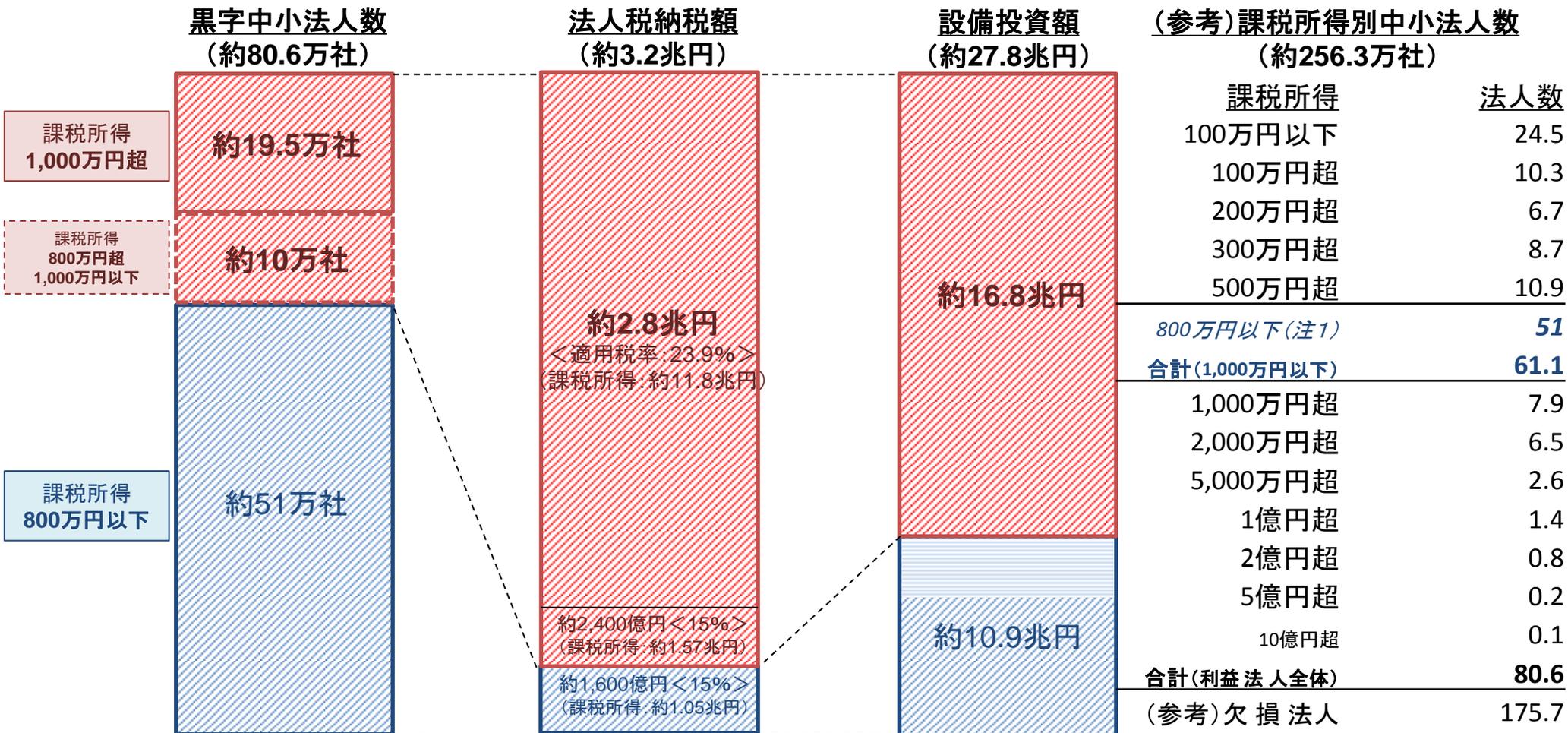
支払配当

手元の
資金として
留保

事業
投資

(参考)法人税率引下げによる中小法人への減税効果

- 中小法人も、課税所得800万円を超える場合、超過部分に**通常の法人税率**が適用される。
- 中小法人約256万社のうち、課税所得800万円超の黒字法人は**30万社程度**。
- 平成27・28年度改正において法人税率(国税)を2.1%引下げたことで、**約2,500億円の減税効果**。



(出所) 国民経済計算(2014年次・2015年1-3月期2次速報)、会社標本調査(平成25年度)、法人企業統計(平成26年度)、租税特別措置の適用実態調査(平成25年度)、平成25年度中小企業実態基本調査

(注1) 黒字中小法人数について、会社標本調査上、課税所得800万円以下の企業数は不明であるが、租特適用実態調査によると、中小軽減税率の適用法人は51万社程度とされており、図表上はこの数字も活用している。

(注2) 資本金1億円以下かつ課税所得1,000万円以下の利益法人(①)のうち、資本金100万円以下の利益法人(②)が全体の約88%を占めるため、母集団は①と②でほぼ等しいと推定。その上で、国民経済計算(2014年次・2015年1-3月期2次速報)の民間企業設備投資額(名目2014年度)等を活用し、資本金100万円超・以下で区分している。

(注3) 租特適用実態調査については、会社標本調査と対象法人をできるだけ揃えるため、普通法人又は人格のない社団等及び特定の医療法人を対象としている。

(注4) 会社標本調査(平成25年度)の課税所得から、租特適用実態調査(平成25年度)の課税所得を差し引いた結果を軽減税率対象外の課税所得とみなしているが、会社標本調査と租特適用実態調査は、母集団が異なることに留意する必要がある。

(1-2) 課税ベース拡大①: 減価償却方法の見直し

- 減価償却制度とは、建物や機械装置等の減価償却資産の取得に要した金額を、一定の減価償却方法(定額法・定率法)により、各年度に費用配分する制度。
- 投資拡大に悪影響の少ない**建物附属設備・構築物に限定**し、減価償却方法を定額法に一本化。

改正概要

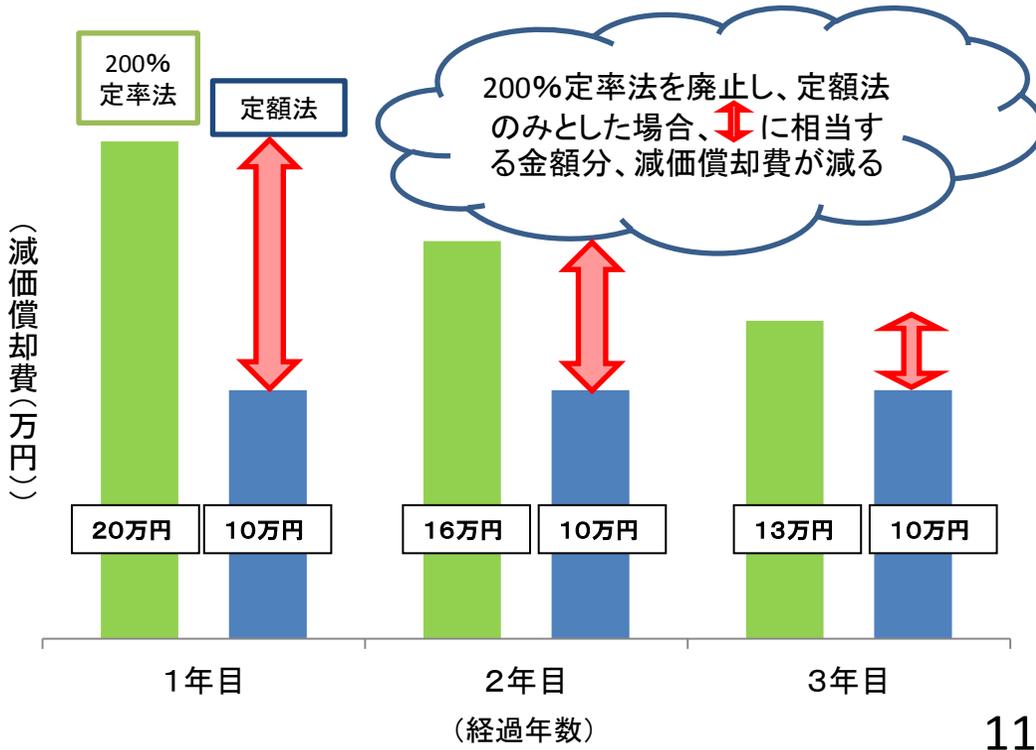
○今後**新規に取得する建物附属設備、構築物**の減価償却方法を、**定額法に一本化**する。

<改正の対象となる減価償却資産>

| | 改正前 | 改正後 |
|---------------|---------|------------|
| 建物 | 定額法 | 定額法 |
| 建物附属設備 | 定額法・定率法 | 定額法 |
| 構築物 | 定額法・定率法 | 定額法 |
| 機械及び装置 | 定額法・定率法 | 定額法・定率法 |
| 船舶 | 定額法・定率法 | 定額法・定率法 |
| 航空機 | 定額法・定率法 | 定額法・定率法 |
| 車両及び運搬具 | 定額法・定率法 | 定額法・定率法 |
| 工具、器具及び備品 | 定額法・定率法 | 定額法・定率法 |

<増収イメージ>

【100万円、耐用年数10年の減価償却資産を取得した場合の例】



(1-2) 課税ベース拡大②: 生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止

○設備投資減税は、**当初の期限通り**、平成28年度に支援措置を縮減し、平成28年度末に廃止することを決定。

○縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押し(「やるなら今でしょ」)。

改正概要 【適用期間:平成26年度から3年間(平成28年度末まで)】

※産業競争力強化法の施行日から適用

対象設備

A. 先端設備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル

<対象>

◆機械・装置(限定なし)

◆器具・備品

(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー^(※)など)

◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、

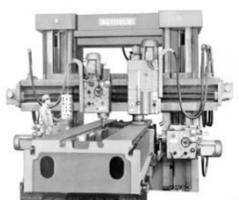
◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア^(※)

※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

◆工具(ロール)

<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認



B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

○事業者が通常作成する設備投資計画上の**投資収益率が15%以上**

(中小企業は5%以上)

※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象> 機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法> 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。



税制措置

(注) 産業競争力強化法施行日から適用

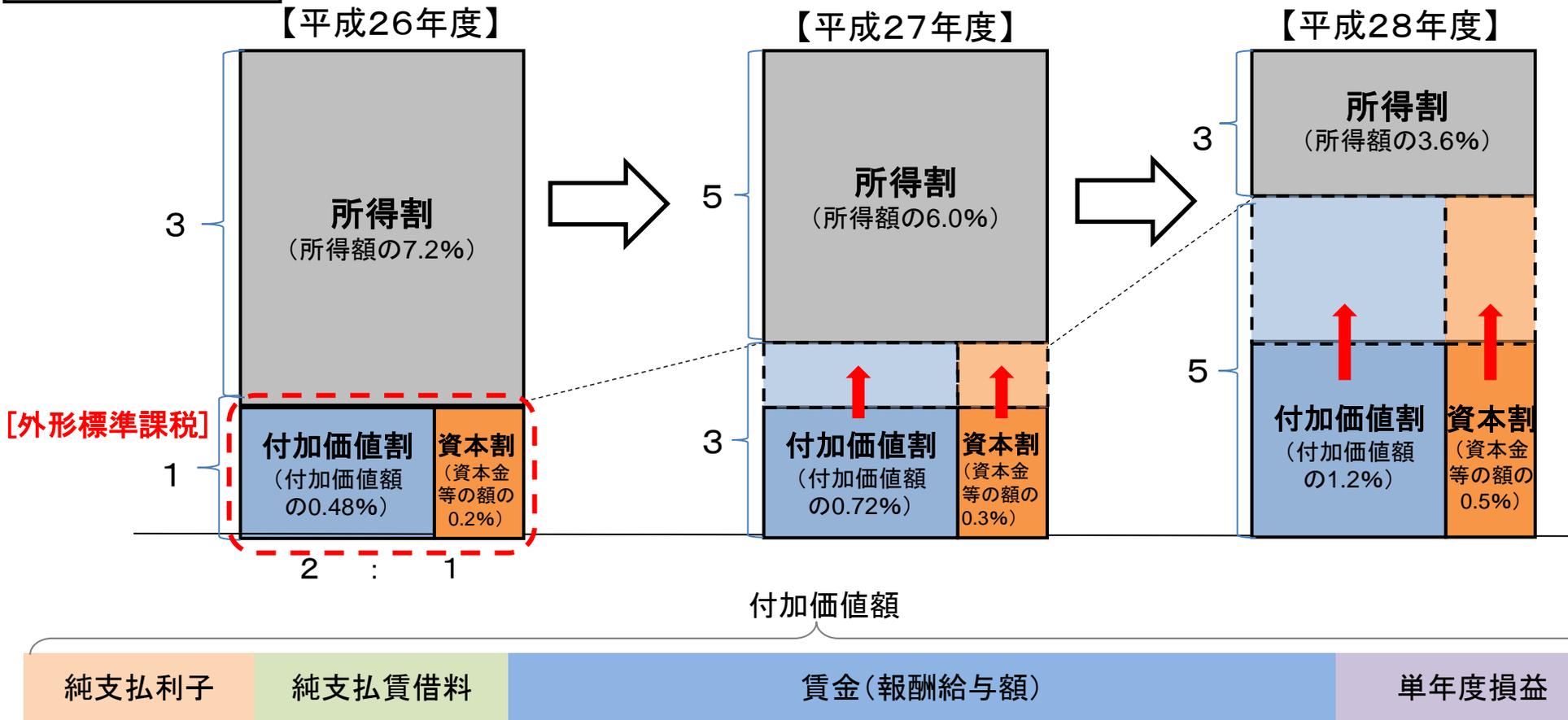
| | H25年度中 (注) | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 特別償却 | 即時 | 即時 | 即時 | 50%特償 | 廃止 |
| (うち建物、構築物) | 即時 | 即時 | 即時 | 25%特償 | |
| 税額控除 | 5% | 5% | 5% | 4% | |
| (うち建物、構築物) | 3% | 3% | 3% | 2% | |

※ 産業競争力強化法の省令において対象設備の基準を定める。

(1-2) 課税ベース拡大③: 外形標準課税の拡大(大法人)

- 大法人について、法人事業税における外形標準課税の割合を3/8から5/8に拡大。
- これにより、所得を課税標準とする所得割の税率を6.0%から3.6%に引き下げ。

今回の改正内容



中小法人(平成28年度与党税制改正大綱からの抜粋)

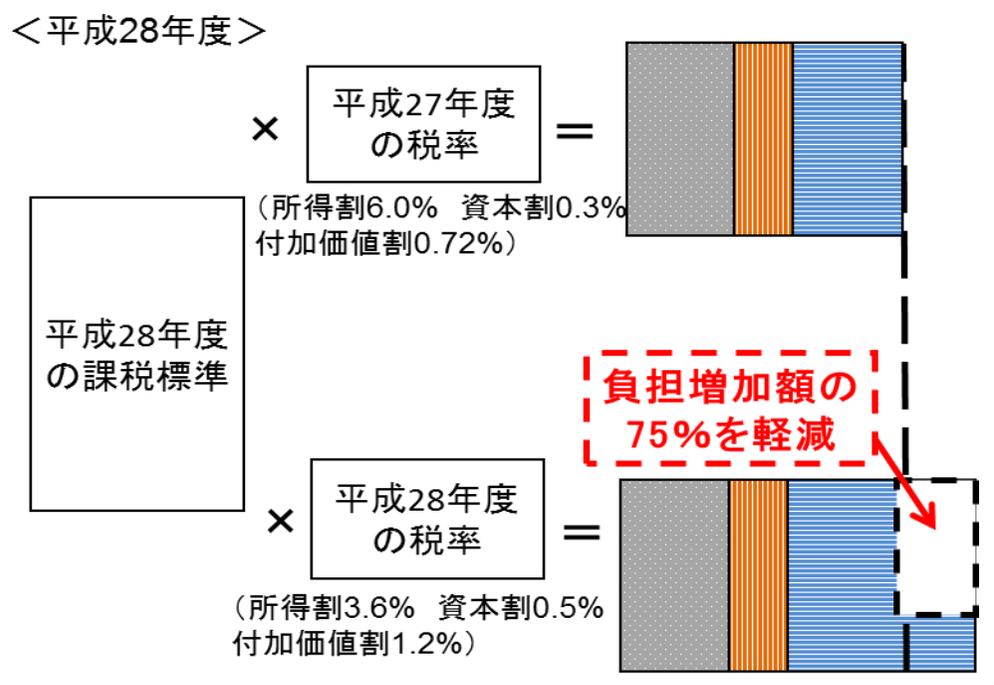
○外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う¹³

中堅企業の負担変動の軽減<拡充>

- 地域の経済・雇用を支える**中堅企業**を対象に、現行の配慮措置を抜本的に拡充。
- これにより、今後2年間、**現行制度より中堅企業の負担が拡大しない**ことを確保。

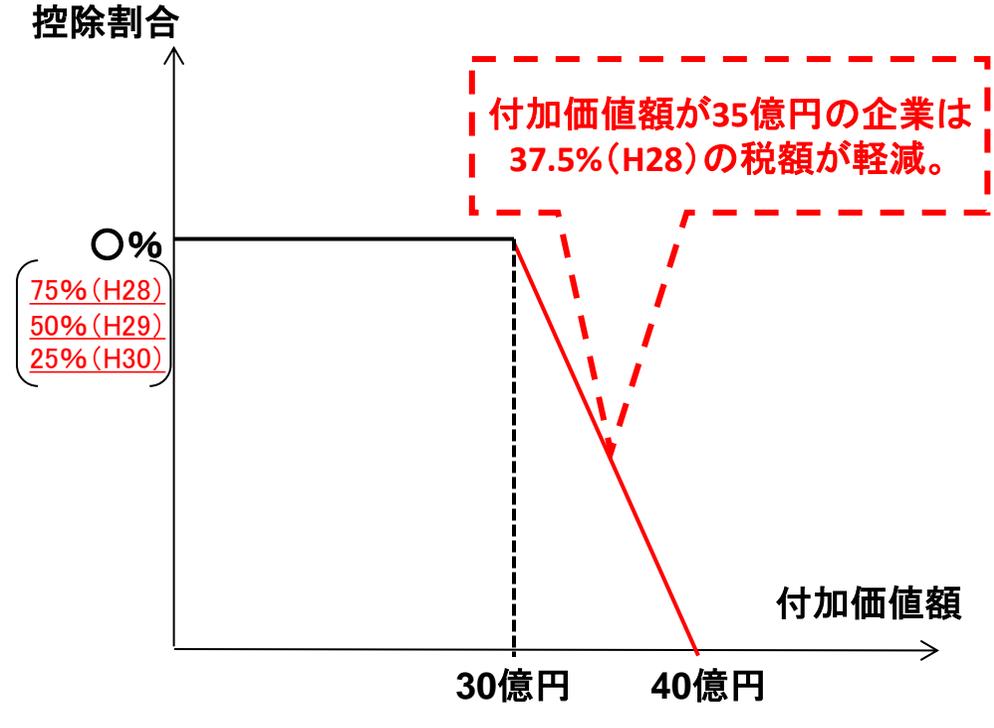
制度概要 【適用期間：3年間(平成30年度末まで)】※赤字法人にも適用可能。

①付加価値額が30億円以下の企業の場合
 →適用年度の課税標準に、平成27年度の税率と適用年度の税率を乗じ、後者の方が負担が重くなる場合、**負担増加額の一定割合(75%(H28)、50%(H29)、25%(H30))**を控除



②付加価値額が30億円超40億円未満の企業の場合
 →控除率(左記の各割合を上限とする)をなだらかに逡減

$$= \text{〇}\% \times (40\text{億円} - \text{付加価値額}) / 10$$

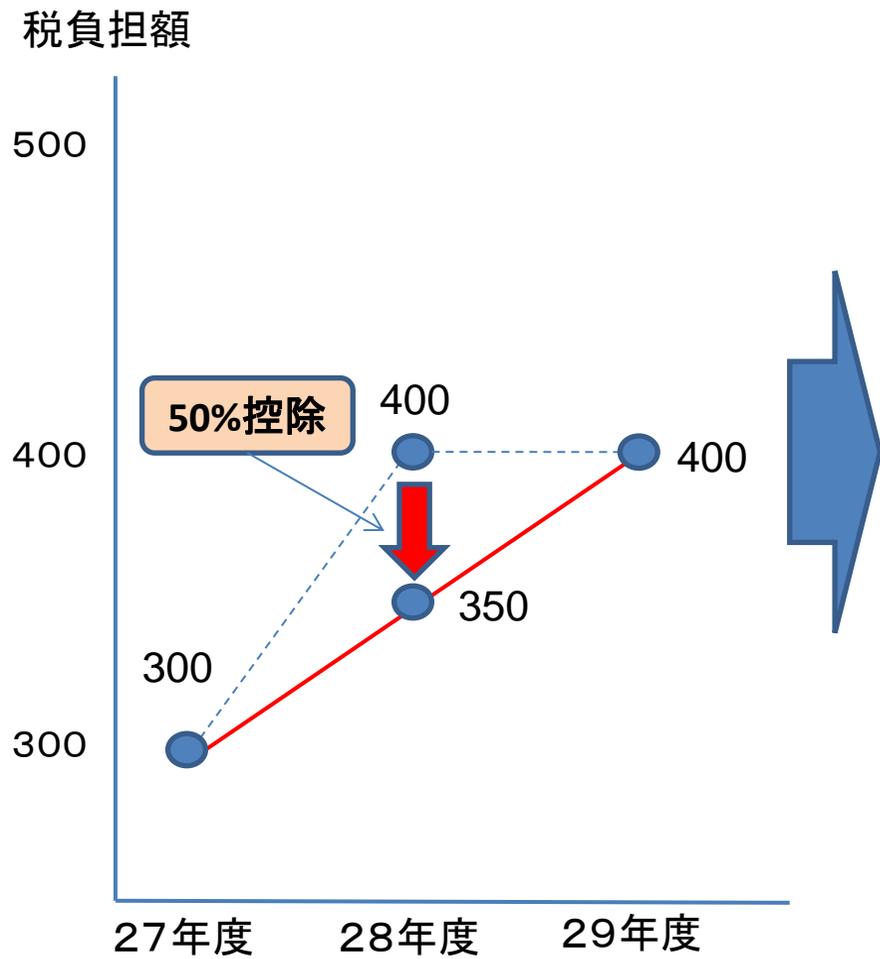


※適用対象企業は、付加価値額40億円未満。(付加価値額＝報酬給与額＋純支払賃借料＋純支払利子＋単年度損益)
 ※中堅企業(資本金1億円超10億円未満)は、その付加価値額が平均約12億円(総務省平成25年度「道府県税の課税状況等に関する調」より試算)であることから、その太宗が付加価値額30億円以下であると考えられる。

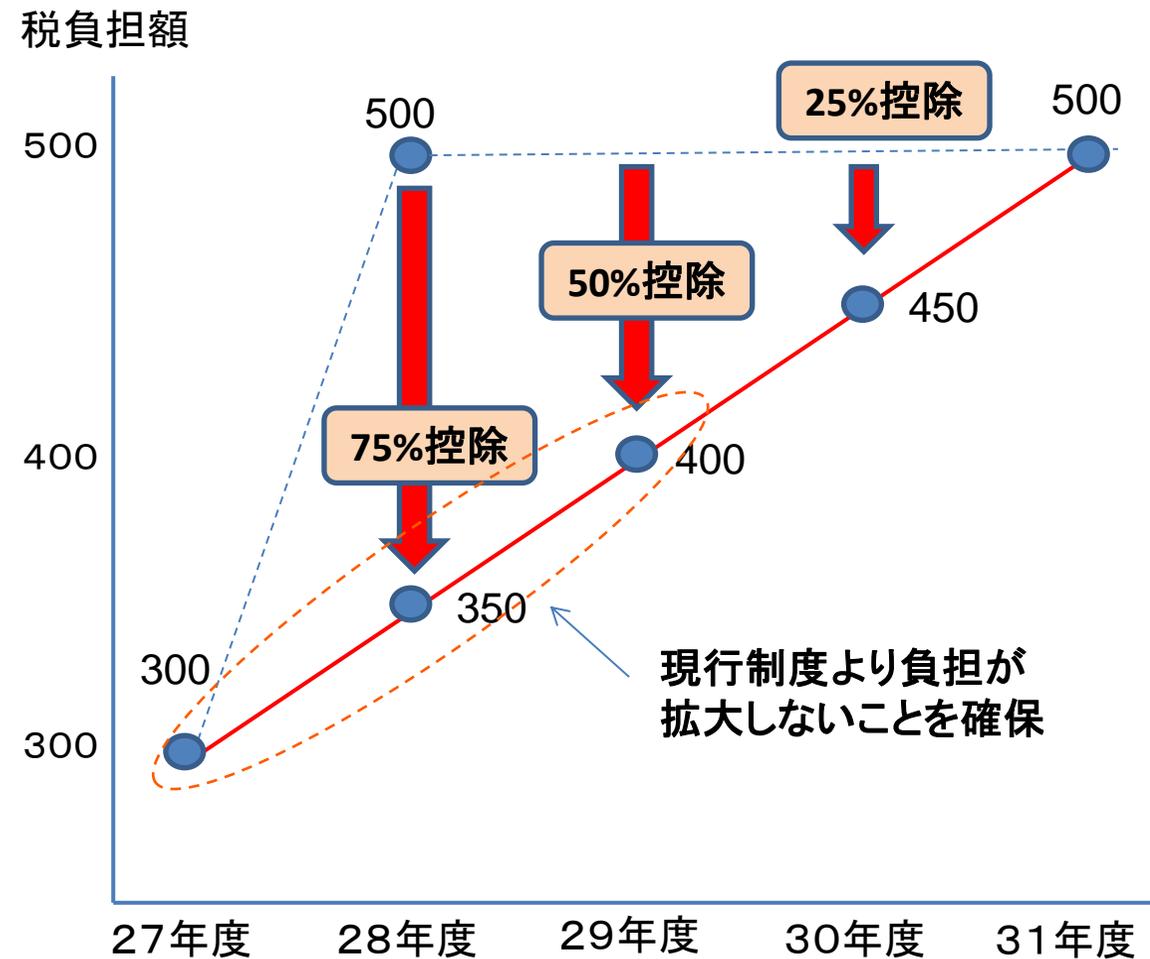
(参考)外形標準課税の拡大に伴う中堅配慮措置の拡充

外形標準課税の拡大(3/8→5/8)により、税負担が27年度:300、28年度:500と拡大する企業を想定した場合

現行の中堅配慮措置



今回の中堅配慮措置の拡充



(1-2) 課税ベース拡大④: 欠損金繰越控除制度の1年前倒し縮減と激変緩和措置(大法人)

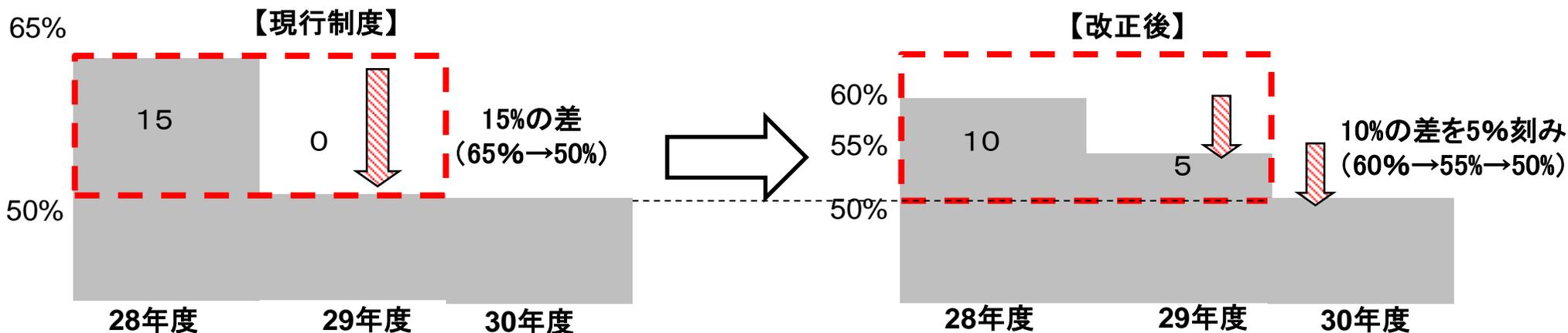
○平成27年度改正で決定した欠損金繰越控除の見直しについて、**企業経営への影響を平準化する**観点から更なる見直しを実施。

○**控除の総枠を維持しつつ**、縮減期限を平成30年度にまで延長することで、**激変緩和を強化**。

改正概要

| | | 平成26年度 | 現行 (平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|------|--------|----------------|--------------------|-------------------|--------|
| 大法人 (※1) | 控除限度 | 80% | 65% | 改正前:65% 改正後:60% | 改正前50% 改正後:55% | 50% |
| | 繰越期間 | 9年 | 9年 | 9年 | 改正前10年 改正後:9年 | 10年 |

(参考) 繰越欠損金制度の見直しのイメージ



2. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の見直し

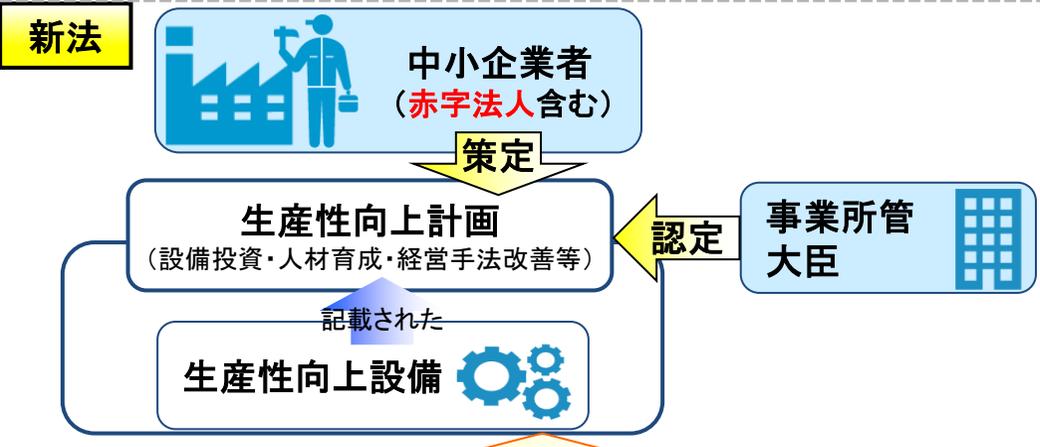
(2) 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例 (固定資産税)

新設

- 中小企業が取得する**新規の機械装置**は、3年間、**固定資産税を1/2に軽減する措置**を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税**。**赤字中小企業にも大きな効果あり**。

適用期間

【適用期間: 3年間(平成30年度末までの投資)】
※中小新法(P)の施行日以降に取得した資産が対象



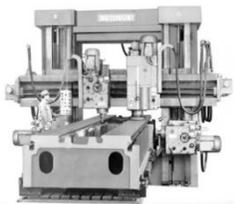
特例措置

(生産性向上設備に係る)
**固定資産税の特例
1/2軽減(3年間)**

特例対象・内容

- 【支援対象】
- 中小企業者が新法の**認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)**
※中小企業者: 資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
 - **生産性を高める機械装置**が対象
※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、**中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外**。
- 【特例】
- 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**

対象設備の例

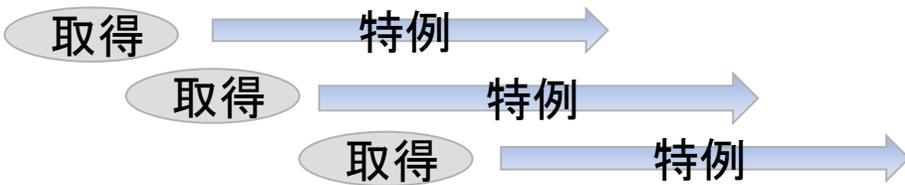


金属加工機械



ソフトウェア組込型(NC)複合加工機

H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度



※例: 平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税を軽減。

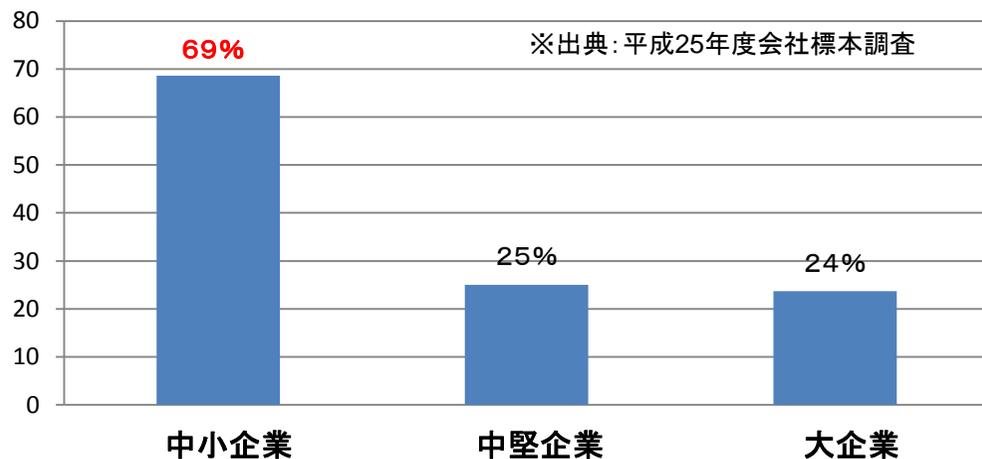
(参考)「新たな投資に係る機械装置に係る固定資産税の特例」創設の効果等

- 赤字法人にも課される固定資産税を軽減することで、赤字比率の高い中小企業に大きな効果。
- 市町村財政に配慮し、新たに取得する機械装置に軽減対象を限定。

①赤字中小企業にも大きな効果

- 固定資産税は法人税と異なり赤字法人にも広く影響。
- 今回の特例により、約1兆円の設備投資を支援。

【企業規模別の赤字比率(平成25年度)】

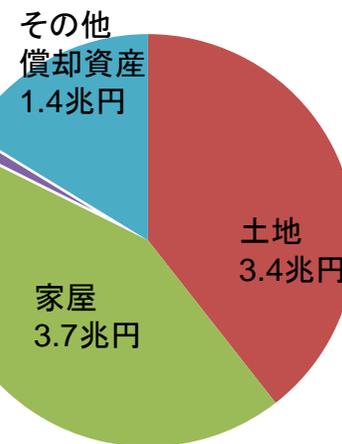


②機械・装置に対する固定資産税収

- 固定資産税収8.7兆円のうち、新規の機械装置からの税収は0.12兆円。
- 今回の特例による減収額(年平均)は、100-200億円程度を想定。

機械装置(新規投資)からの初年度税収

0.12兆円



【平成27年度(計画額)の固定資産税収の内訳】

3. 未来投資の拡大

(3-1)「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備(法人税、法人住民税、事業税)

○我が国企業の「稼ぐ力」向上に向けた「攻めの経営」を促すべく、企業経営者に適切なインセンティブを付与するため、役員給与における多様な株式報酬や業績連動報酬の導入促進等を図る。

改正概要

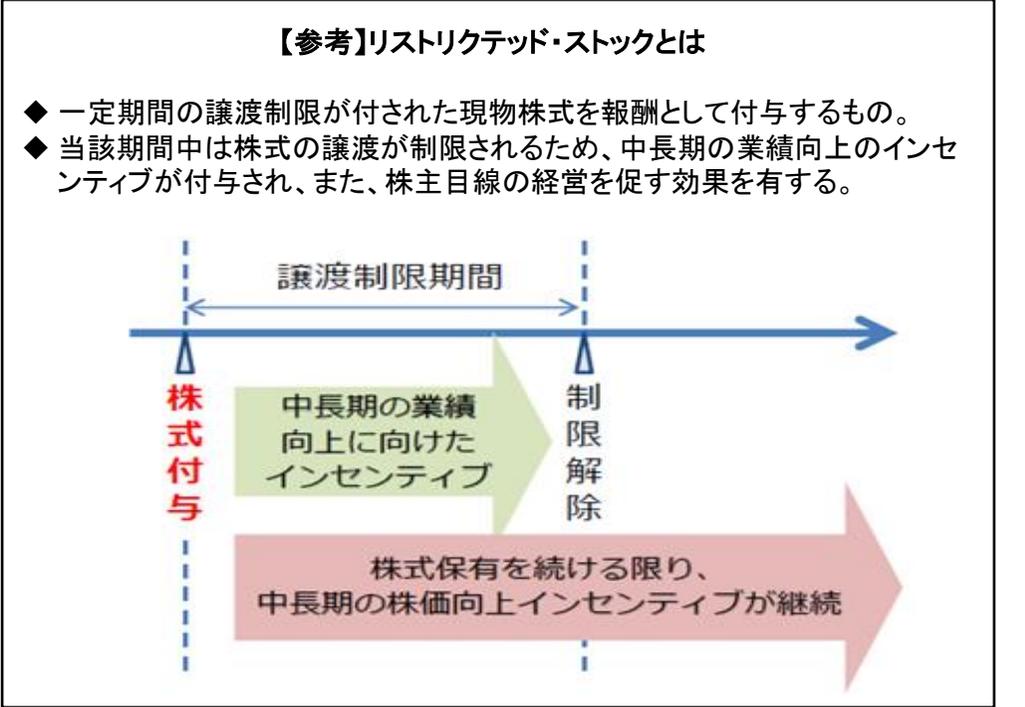
- 役員へ付与した株式報酬(リストラクテッド・ストック)を損金算入の対象とする等の制度整備を行う。
- 利益連動給与の対象となる指標の範囲について明確化を行う。

株式報酬

- ◆ **役員報酬として付与された譲渡制限付株式(いわゆるリストラクテッド・ストック)**を損金算入の対象とする等の所要の制度整備を行う。

業績連動報酬

- ◆ 法人税法(第34条第1項第3号)において損金算入が可能である「利益連動給与」の対象指標の範囲について、純粋な利益指標(営業利益、経常利益等)に加え、**ROE、ROA等の一定の利益関連指標が含まれることを明確化**する。



※その他、「攻めの経営」を後押しするため、共同事業を行うための株式交換・移転における役員継続要件を緩和するなど、事業再編を円滑化するための所要の制度整備を行う。

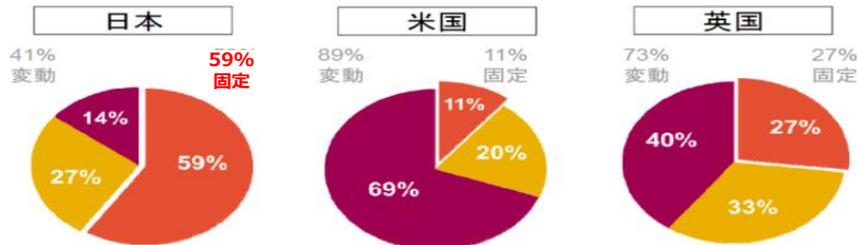
(参考) 拡充の効果

- 株式報酬や業績連動報酬の導入が促進されることで、経営者に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与え、我が国企業の「稼ぐ力」向上につなげる。
- 特に、株式報酬については、経営陣に株主目線での経営を促したり、中長期の業績向上インセンティブを与えるといった利点があり、その導入拡大は海外を含めた機関投資家の要望に応えるもの。

株式報酬、業績連動報酬の導入促進の効果

- ◆現状、我が国企業の役員報酬は**固定報酬中心**であり、業績向上のインセンティブが十分働いていない。

日米英CEO報酬比較(売上高等1兆円以上企業、2013年)



■基本報酬 ■業績連動賞与 ■長期インセンティブ(株式報酬等)
※固定報酬=基本報酬、変動報酬=業績連動賞与+長期インセンティブ(株式報酬等)

出典:タワースワソン株式会社 第13回コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会発表資料より



- ◆株式報酬や業績連動報酬の導入を促進することで、**経営者に中長期の企業価値向上のインセンティブ**を付与。
- ◆我が国企業の**ローリスク・ローリターン**の経営からの脱却、「稼ぐ力」の向上。

機関投資家の声

- ◆日本では**経営者が自社株を持っていない**。欧米では極めて一般的である株式保有ガイドラインでは、例えばCEOは在任中には年間基本報酬の3~5倍相当の株式を継続保有することを求めている。実際に**経営者の株式保有数は投資の一判断要素である**。
- ◆金銭報酬と株式報酬をうまく組み合わせることが必要と考えている。中でも、株式報酬は様々な設計が可能で、**経営陣に株主目線での経営を促したり、中長期の業績向上インセンティブを与えるなど、非常に有効な手段**。
- ◆経営者に中長期的な成長を志向するよう促すには、**自社株をどれだけ保有させるかが、重要なポイント**。大量の株を持っている経営者なら、中長期的に企業価値が下落するような施策は取りにくい。

(3-2)エネルギー環境関連投資促進税制(グリーン投資減税) (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

○ 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進の観点から、エネルギー基本計画及びエネルギーミックスを踏まえ、グリーン投資減税の対象設備を重点化した上で拡充・延長する。

現行制度

- 対象設備を定め、税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において
 - ① 30%の特別償却を認める(平成28年3月31日まで)
(なお、風力発電設備については平成28年3月31日まで即時償却が適用可能)
 - ② 中小企業者等は特別償却及び即時償却に加え、7%の税額控除との選択が可能(平成28年3月31日まで)

改正概要 【適用期間:2年間(平成29年度末まで)】

○ 適用期限を延長し、エネルギー基本計画及びエネルギーミックスや、それと整合的な約束草案を踏まえ、対象設備の追加等

再エネの
重点化

各電源の特性に応じて
対象設備を重点化

- ① 出力の安定している木質バイオマス発電設備、地熱発電設備を新たに対象に追加。中小水力発電設備の適用期限を延長。
- ② 大規模風力発電設備の適用期限を延長。
- ③ 自家消費型の太陽光発電設備を支援。

再エネ熱
の促進

多様なエネルギー利用
に向け、再生可能エネ
ルギー熱利用の促進

- ① 木質バイオマス熱利用設備を対象に追加。
- ② 下水熱利用設備については管内設置型を支援。
- ③ その他バイオマス熱利用設備の適用期限を延長。

省エネ
の推進

火力発電の高効率化と
省エネ設備の普及

- ① 火力発電の効率化を図るためにコンバインドガスタービンの適用期限を延長。
- ② 自動車戦略等で掲げた目標台数達成に向け、電気自動車等の適用期限を延長。

※電気自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車については、特別償却のみ適用可能。23

(3-3) 資源開発促進税制 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

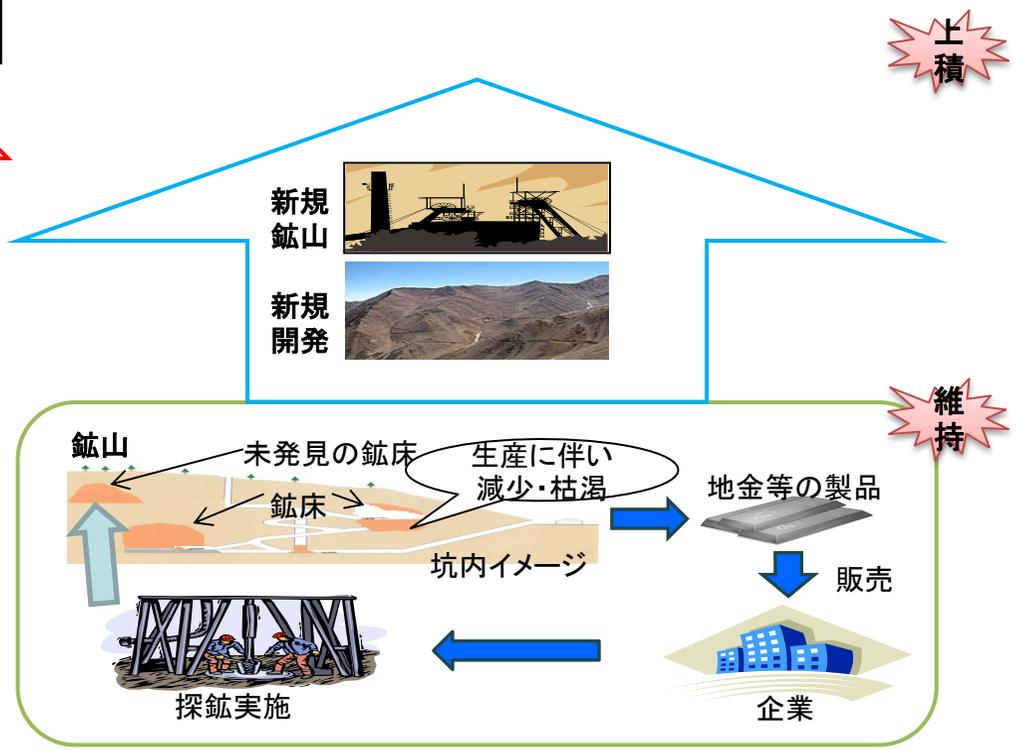
○資源の探鉱・開発を行う民間企業の取組を後押しする減耗控除制度や海外投資等損失準備金制度について、昨今の資源開発ビジネスの実情に即した要件の見直しと税制措置の延長を行い、資源の自主開発を促進し、我が国におけるエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保を図る。

改正概要 【適用期間：減耗控除制度は3年間(平成30年度末まで)、海外投資等損失準備金制度は2年間(平成29年度末まで)】

- 準備金の据置期間の拡充(3年→5年)【減耗控除制度】
- 海外探鉱準備金における海外自主開発法人への役員派遣要件の緩和【減耗控除制度】
- 新鉱床探鉱費から融資を除外【減耗控除制度】、探鉱の積立率の引き下げ(90%→70%)【海外投資等損失準備金制度】

新制度

自主開発比率・自給率の向上



海外投資等損失準備金制度 (新規鉱山開発支援)

準備金：5年間積立(5年間均等取崩)

事業リスクに備えた準備金※積立 (探鉱・開発投資へのリスクの緩和) → 探鉱・開発投資促進 (新規鉱山開発)

※出資額の70%(探鉱法人)又は出資額の30%(開発法人)

減耗控除制度 (継続的な生産活動の確保)

準備金：5年間積立(一括取崩) 探鉱費の特別控除

鉱業の特殊性(減耗性資産が事業基盤) → 鉱量の維持 (継続的な生産)

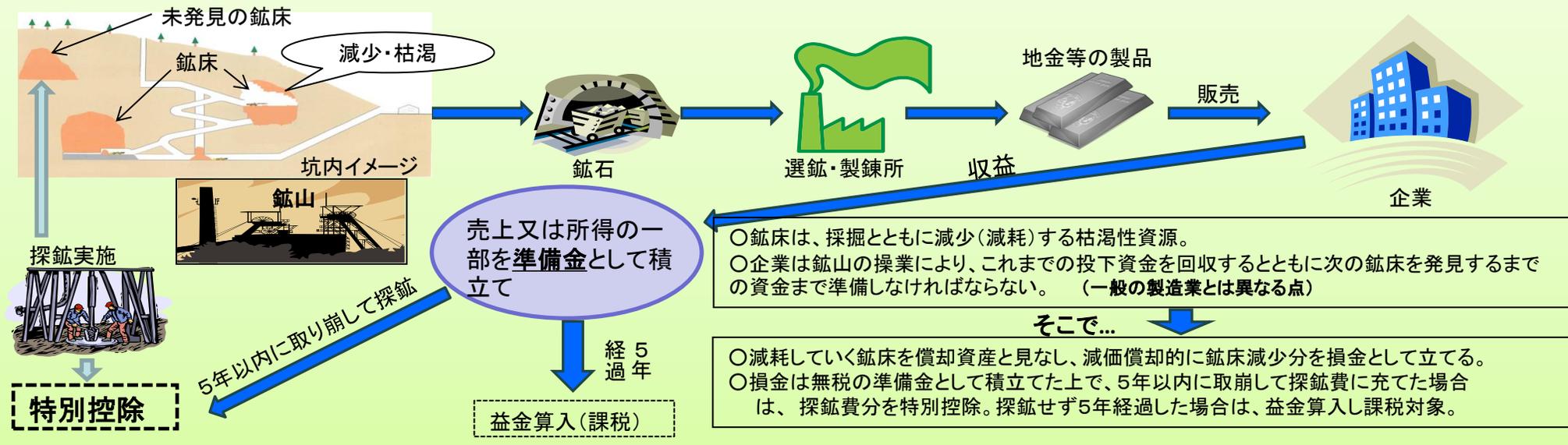
探鉱費の所得控除

※売上(12%)又は所得(50%)を積立てた準備金を5年以内に取崩して探鉱費に充てた場合は、探鉱費分を特別控除。24

(参考) 制度概要

1. 減耗控除制度(探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外鉱床探鉱費の特別控除)

○採掘に伴い減少・枯渇する鉱床の減耗性に着目し、探鉱活動を下支えし、鉱山操業の持続可能性を確保するために措置するもの。(【対象】鉱業法上の鉱物(石油、天然ガス等)及びリチウム、レアメタル、レアアース等の重要鉱物)



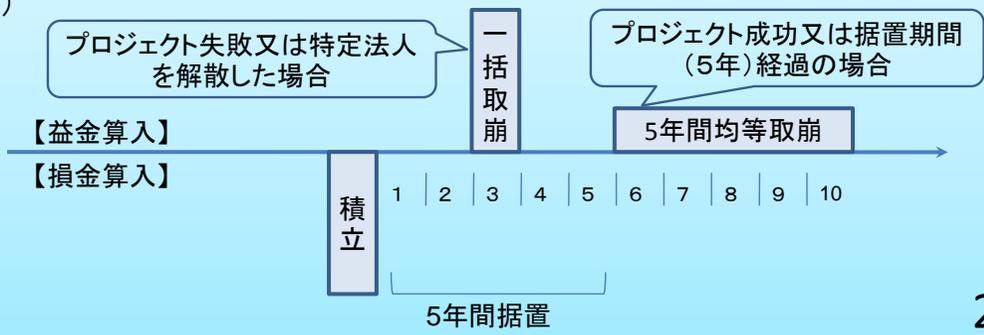
2. 海外投資等損失準備金制度

○海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資等について、事業失敗による損失等に備えるために、出融資を行った内国法人に一定割合(※)の準備金の積立てを認め、これを損金に算入することを認める制度。

※一定割合=出資額の70%(探鉱法人)又は出資額の30%(開発法人)

○準備金の取崩し方法:

- ・プロジェクトが失敗した場合は、準備金を一括で取崩して、益金に算入し、損失額の影響を軽減。
- ・失敗が生じずに5年間経過した場合は、5年間にわたって均等で取崩す。



4. 地域経済再生、中小・小規模事業者の活性化

(4-1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

延長

○マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年延長する。

改正概要

【適用期間: 2年間(平成29年度末まで)】

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することを認める措置。

○適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長する。

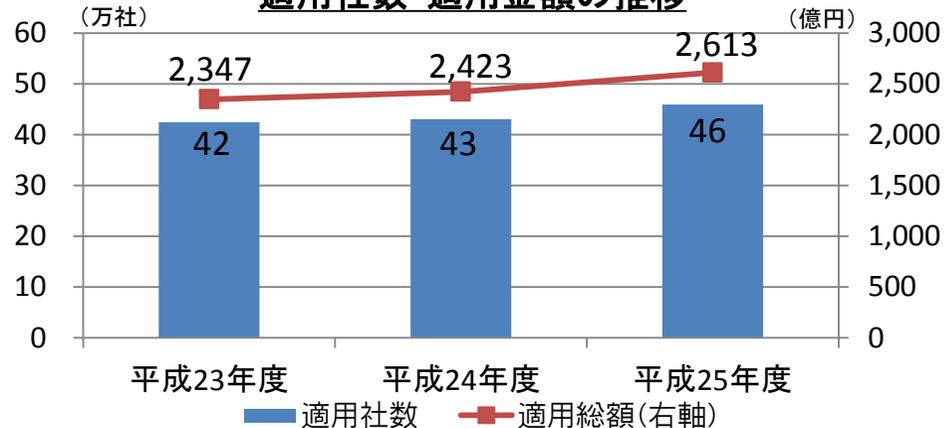
| | 取得価額 | 償却方法 | | |
|---------|--------|-------------------------|----|---------------|
| 中小企業者のみ | 30万円未満 | 全額損金算入 (即時償却) | 本則 | |
| 全ての企業 | 20万円未満 | 3年間で均等償却(注) (残存価額なし) | | 合計300万円 まで |
| | 10万円未満 | 全額損金算入 (即時償却) | | |

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

(参考) 特例措置の利用状況等

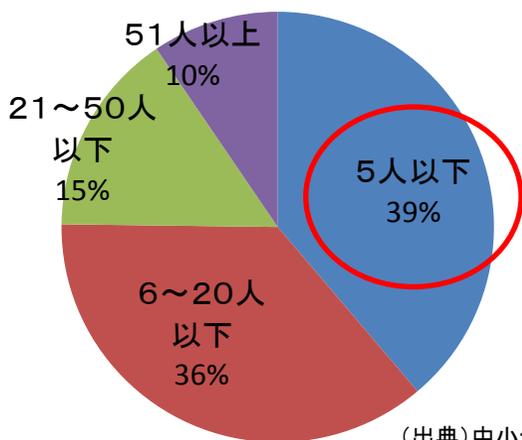
○46万社もの中小企業が本措置を活用。特に、従業員5人以下の小規模企業に多く利用されている。
 ○マイナンバー制度への対応が遅れている中小企業が多い中、本措置は、マイナンバー制度への対応に必要な
 となる様々な少額資産の取得に活用可能。

適用社数・適用金額の推移



(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

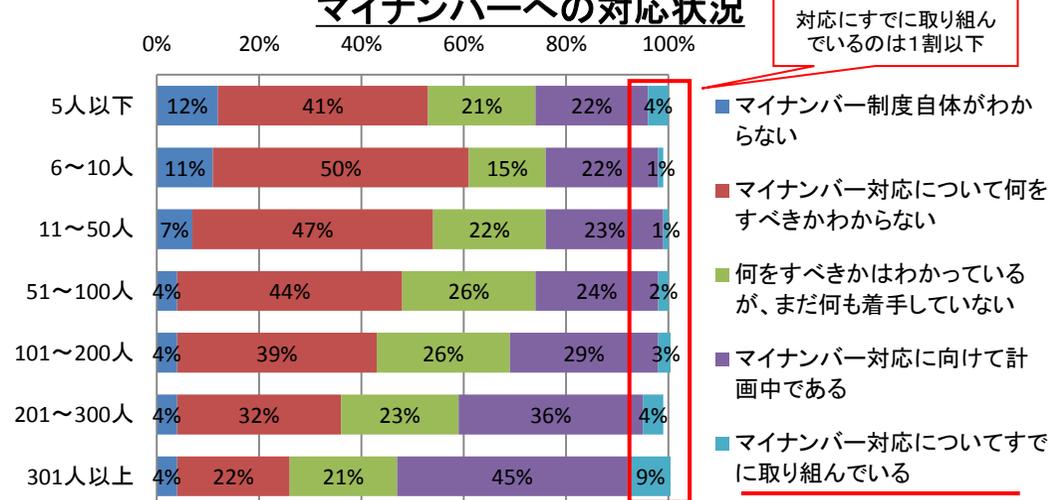
従業員規模別適用社数



(出典) 中小企業実態基本調査

【参考】中小企業庁のアンケート調査によれば、少額特例利用社のうち、従業員1,000人超の中小企業は、0.3%程度。

マイナンバーへの対応状況



対応にすでに取り組んでいるのは1割以下

(出典) 日本商工会議所、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

マイナンバー関連で取得する少額資産

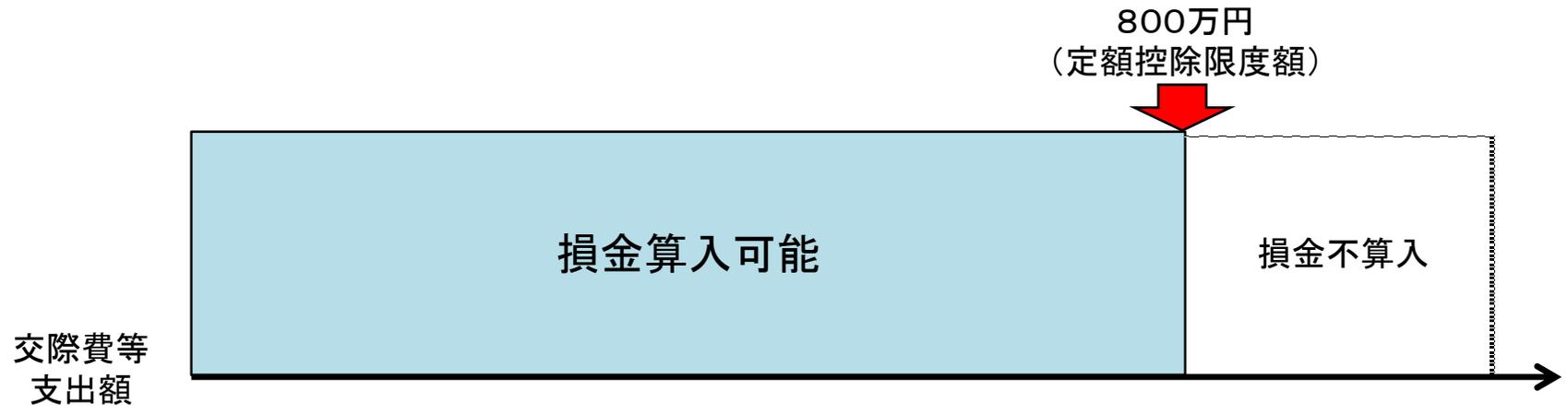
| | 資産名 |
|------------|-----------|
| 物理的な安全管理措置 | パソコン |
| | 監視カメラ |
| | パーテーション |
| | 金庫 |
| 技術的な安全管理措置 | 人事・給与システム |
| | データ管理システム |
| | セキュリティソフト |

(4-2) 中小法人の交際費課税の特例 (法人税、法人住民税、事業税)

○交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段に限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間:2年間(平成29年度末まで)】

○法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。
○本措置の適用期限を2年延長する。



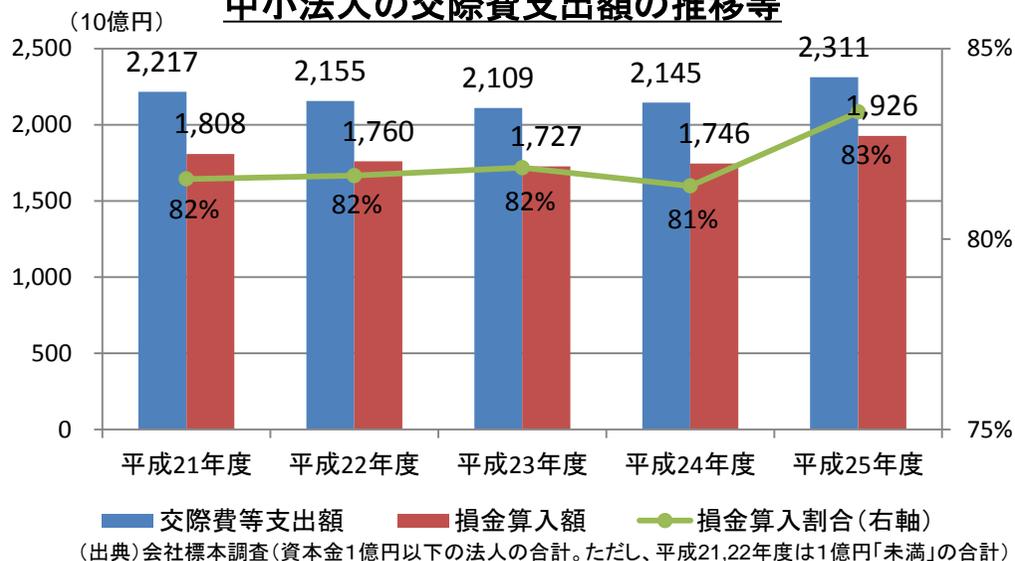
「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

- 【参考】**
- ・平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置(大法人も適用可能)についても、適用期限を2年延長(平成29年度末まで)。
 - ・中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用が可能。

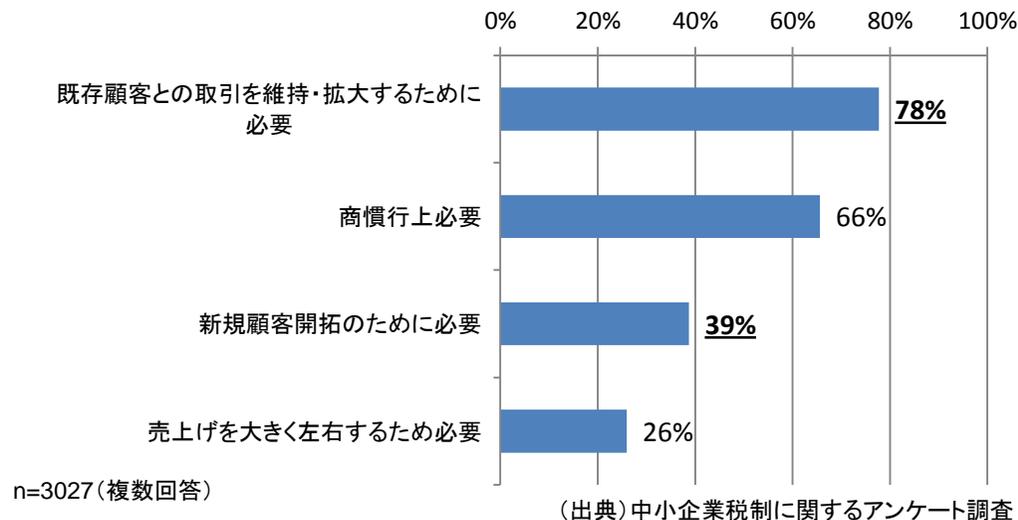
(参考) 特例措置の利用状況等

- 中小法人の約9割が交際費を支出。本措置は、業種に偏り無く、幅広く利用されている。
- 交際費は、中小法人の事業活動の継続に不可欠であり、既存顧客との取引の維持・拡大や新規顧客開拓等に活用されている。

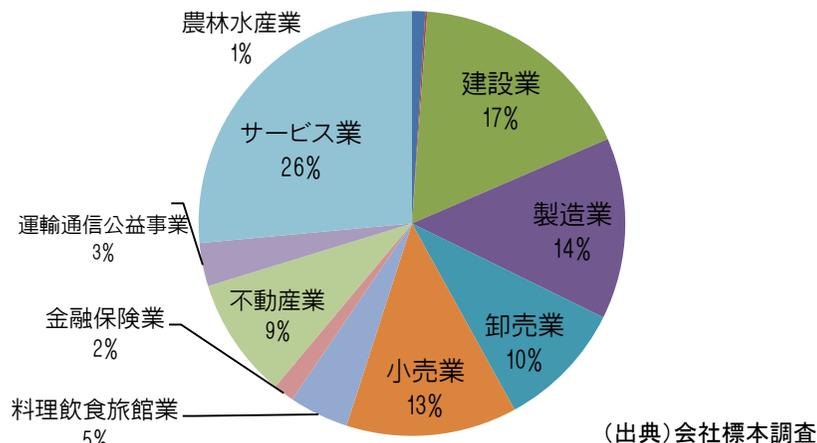
中小法人の交際費支出額の推移等



中小法人の交際費支出の必要性



交際費支出法人数の業種毎の割合



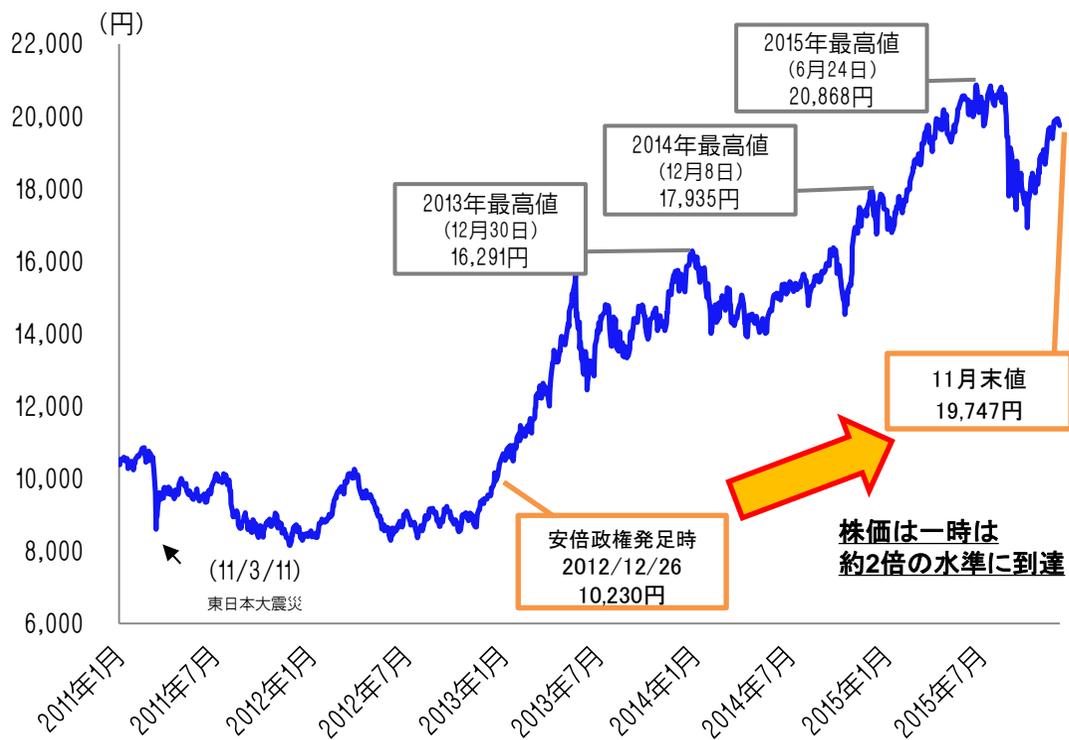
本措置に関する中小法人の声

- 「交際費は人の輪を作るもの。人の輪を広げることで、事業に必要な様々な情報を得ることができる。」(製造業/東京)
- 「交際費には、契約農家等の仕入先や生産委託先との関係構築のために、それなりの金額を使っている。」(小売業/東京)
- 「交際費は毎年予算を設定している。予算の設定に当たって、税制上の優遇措置は大きな要因。」(情報通信業/東京)

(4-3) 取引相場のない株式の評価方式に関する見直し (相続税、贈与税)

- 上場企業の株価の上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変化のない状況下であっても、想定外に株価が高く評価されることにより、円滑な事業承継に影響を来す可能性が生じている。
- 上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動を踏まえ、取引相場のない株式の評価方式のあり方について、**早急に検討**を行う。

日経平均株価の推移



上場企業のグローバル連結経営の進展

| A社(自動車製造業) | | B社(小売業) | |
|------------|------|---------|------|
| | 海外割合 | | 海外割合 |
| 売上高 | 69% | 営業収益 | 35% |
| 営業利益 | 44% | 営業利益 | 14% |
| 総資産 | 57% | 有形固定資産 | 26% |

類似業種比準方式による株価の算出方法

類似業種比準価額 =

$$\begin{matrix} \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{matrix} \times \left(\frac{\begin{matrix} \text{(配当)} & \text{(利益)} & \text{(簿価純資産)} & \text{(斟酌率)} \\ \frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D} \\ 5 \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}} \right) \times \begin{matrix} \text{A} \times \\ \text{株価上昇} \\ \text{により上昇} \end{matrix}$$

b, c, d: 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D: 上場企業の業種別の1株当たりの金額

類似業種の株価(上場会社の平均)と、各比準要素(配当、利益、純資産)に関する、評価対象会社と上場会社との比率を用いて、株価を求める方式。

【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

- 取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

○個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

個人事業者の意義

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

<政策目的>

(小規模基本法第3条)

事業の持続的な発展

<目的実現のための施策>

(小規模基本法第3条)

事業承継の円滑化

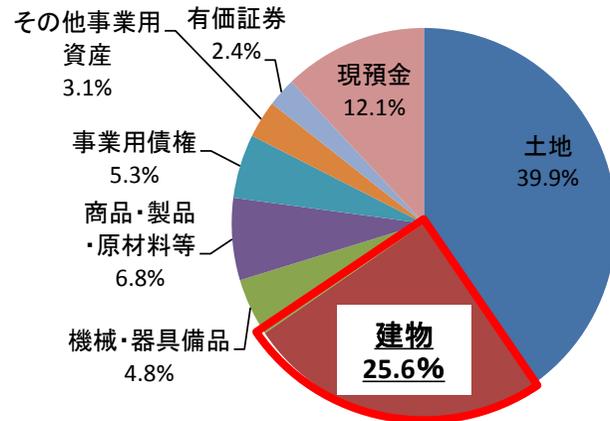
事業継続に不可欠な事業用資産の承継に伴う相続税負担の軽減が必要

(小規模基本法第16条)

施策の必要性

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円:相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」(2015年2月、株式会社帝国データバンク)再編加工。
(備考)帳簿価格ベース。資産ごとに、全体の上限下限5%を除いた数値の平均値による構成比。

【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

○小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

5. 車体課税の抜本的見直し

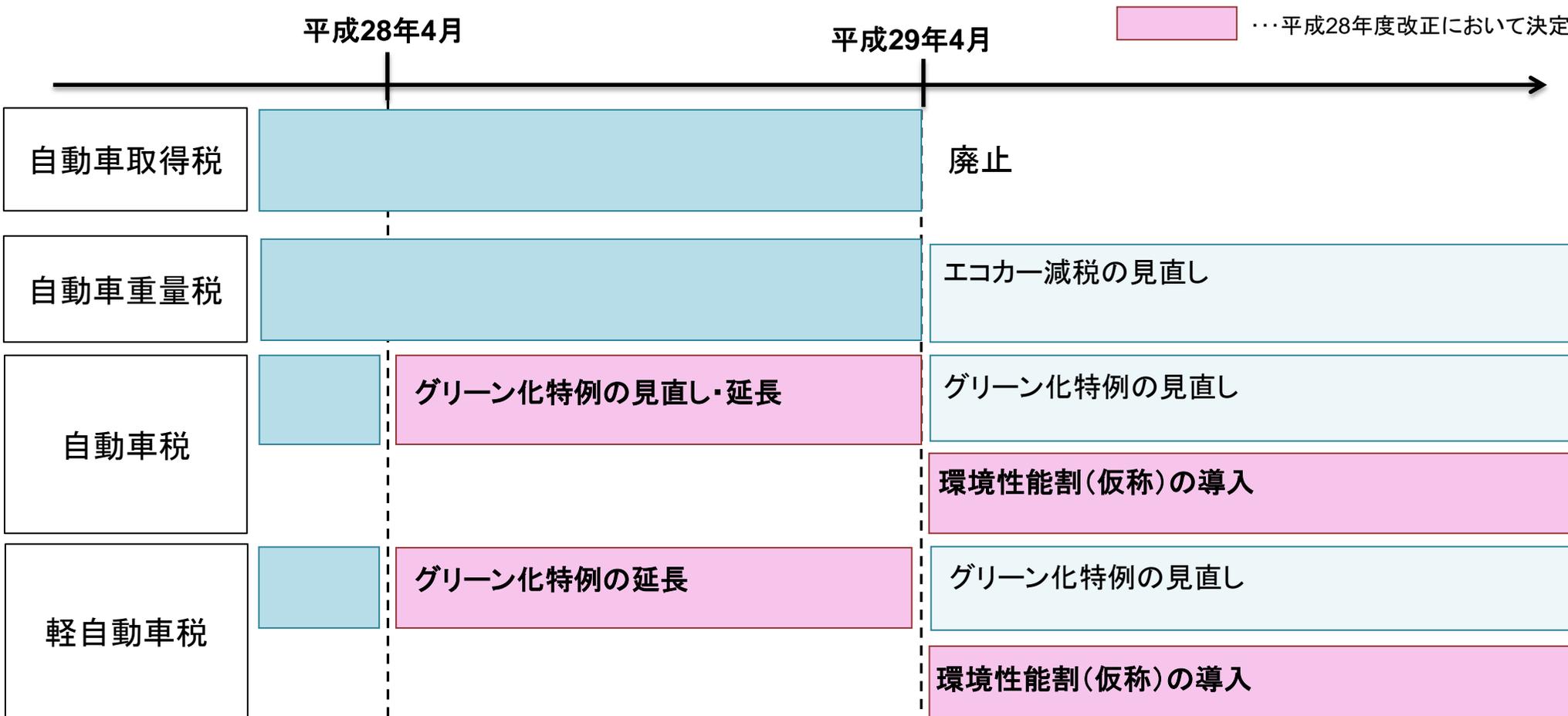
(5) 車体課税の見直しについて

(自動車税、軽自動車税、自動車取得税、自動車重量税)

新設・拡充・延長

平成28年度税制改正において以下の事項を決定

- 自動車税・軽自動車税における環境性能割(仮称)(以下「環境性能割」という)の制度設計。(平成29年度～)
- グリーン化特例(自動車税・軽自動車税)の延長等。(平成28年度)
- 平成29年度税制改正において、自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討、必要な措置の実施。



環境性能割(自動車税・軽自動車税)について

- 自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税において環境性能割を導入。
- 環境性能割の非課税(税率0%)の範囲については、自動車取得税の非課税範囲より拡大し、「平成32(2020)年度燃費基準+10%」以上となった。
- 「平成32(2020)年度燃費基準」に加え、「平成27(2015)年度燃費基準」を一部用いることで消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止とあわせて負担の軽減を図る。

【制度の概要】

1. 自動車税・軽自動車税として取得時の課税。
2. 取得価額に対して省エネ法の燃費基準値の達成度に応じて0~3%の間で課税。

<登録車・軽自動車>

| 対象車 | 税率 |
|----------------------|---------------|
| 電気自動車等 | 非課税 |
| 平成32(2020)年度燃費基準+10% | 非課税 |
| 平成32(2020)年度燃費基準達成 | 1% |
| 平成27(2015)年度燃費基準+10% | 2% |
| 上記以外 | 3% 軽自動車は2% |

非課税範囲の拡大

(現行取得税は平成32(2020)年度燃費基準+20%から非課税)

※税率区分は、2年ごとに見直し

現行の自動車取得税(1096億円*)に比べて、2割程度(約890億円)の規模縮減

※平成27年度地方財政計画

- 登録車(自動車税)については、燃費性能の向上に応じて対象を重点化しつつも、「2015(平成27)年度燃費基準+20%」への軽減を維持し、1年延長。
- 軽自動車(軽自動車税)については、現行基準を1年単純延長。

平成27年度

平成28年度

| 登録車 | 対象車 | 減税率 |
|-----|---|------|
| | 電気自動車等 | ▲75% |
| | 平成27(2015)年度燃費基準+20% (平成32(2020)年度基準達成に限る) | ▲75% |
| | 平成27(2015)年度燃費基準+10% | ▲50% |

| | 対象車 | 減税率 |
|--|----------------------|------|
| | 電気自動車等 | ▲75% |
| | 平成32(2020)年度燃費基準+10% | ▲75% |
| | 平成27(2015)年度燃費基準+20% | ▲50% |



| 軽自動車 | 対象車 | 減税率 |
|------|----------------------|------|
| | 電気自動車等 | ▲75% |
| | 平成32(2020)年度燃費基準+20% | ▲50% |
| | 平成32(2020)年度燃費基準達成 | ▲25% |



現行基準を単純延長
(同左)

※ 平成29年度以後については、平成29年度税制改正で結論

○「平成29年度税制改正において、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」旨を明記

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

6. 地球温暖化対策のための税(森林吸収源対策関連)

(6) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策のための財源について

- 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT」のとりまとめ(平成27年12月1日)をもとに、下記のとおり平成28年度与党税制改正大綱が策定された。

平成28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日)(抜粋)

7. 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講じる。

(1) エネルギー起源CO2の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

200以上の主要産業団体・中小企業団体が、地球温暖化対策税の森林吸収源対策等への使途拡大に反対

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本鉄鋼連盟、日本アルミニウム協会、石油化学工業協会、日本化学工業協会、日本製紙連合会、日本繊維産業連盟、日本化学繊維協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会、日本機械工業連合会、日本航空宇宙工業会、日本産業機械工業会、日本工作機械工業会、日本ロボット工業会、日本鋳造協会、断熱建材協議会、電気事業連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会、日本ガス協会、全国LPガス協会、日本LPガス協会、天然ガス鉱業会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本自動車工業会 等 (計202団体) 39

7. 国税関係書類に係る電子保存制度の利便性の向上

(7) 国税関係書類に係る電子保存制度の利便性の向上 (所得税、法人税、消費税その他の国税)

○ 国税関係書類の保存に係る更なる利便性の向上のため、現在認められているスキャナ保存制度※について、いわゆる“スマートフォン”等の携帯型画像記録装置を活用した電子保存を認める等の手続要件を緩和。

※ スキャナ保存制度: 税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の手続に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、当該領収書等の保存に代えることができる制度。

改正概要

- 電磁的記録に記録(スキャン)する際に用いる装置について、「固定型(原稿台と一体となったもの)」という要件を廃止
- 受領者が記録(スキャン)する際の手続要件の見直し
- 小規模企業者向けの手続要件緩和の特例を措置

《現行の手続: 固定型のスキャナであるため、社内において領収書等を記録》

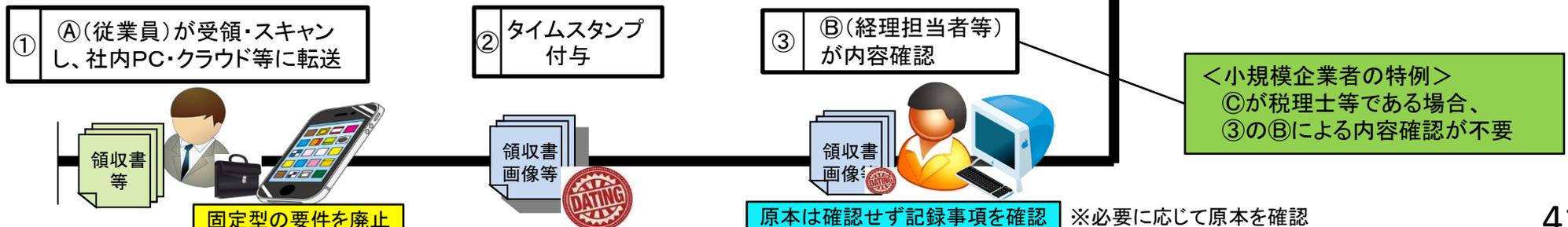


原本を確認後にスキャン

固定型が要件

※上記の検査(原本抜き取りチェック)終了後に原本廃棄可能。(それまでは事業所や支店において要保存)

《改正案: スマホ等を活用することで、いつでも、どこでも領収書等を記録》



固定型の要件を廃止

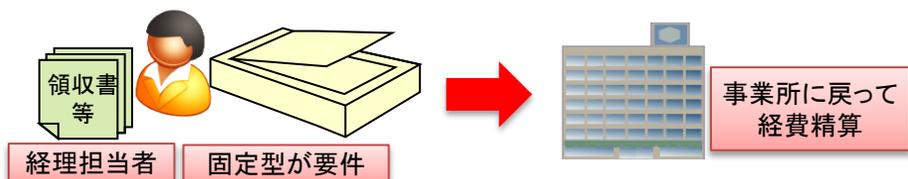
原本は確認せず記録事項を確認 ※必要に応じて原本を確認

＜小規模企業者の特例＞
 ④が税理士等である場合、
 ③の③による内容確認が不要

改正前

<スキャナ保存制度全般>

- 電子化には固定型のスキャナを使う必要がある。
- 領収書を受け取った人は、領収書を事務室に持ち帰り、社内の経理担当者等が原本を確認してから、領収書を電子化する。



機器や場所が決まられていて
時間も制限

<小規模企業者の特例>

- チェック体制のために最低でも3名が必要。そのため、従業員の少ない企業者にとって負担になっている。

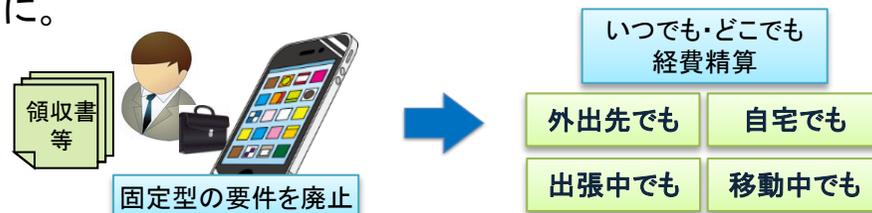


従業員の少ない企業では困難

改正後

<スキャナ保存制度全般>

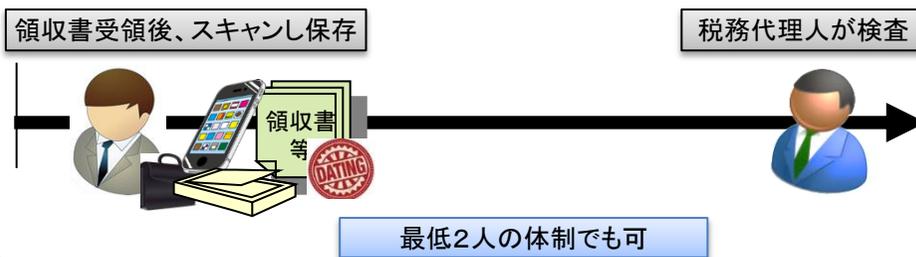
- スマホやデジカメでも電子化ができる。
- 領収書を受け取った人は、スマホの写真機能を使って、いつでも、どこでも、領収書を電子化できる。経理担当者も、画像を確認すればよいので、経費精算がスムーズに。



機器、時間、場所の柔軟な選択が可能に

<小規模企業者の特例>

- 税理士にチェックをしてもらうことにより最低2名でもよくなるため、企業者の負担が軽減される。



従業員の少ない企業でも導入が可能に

8. その他

< 拡充 >

○ 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税、地方消費税）

地方における消費税免税店・旅行消費額の拡大を促すため、一般物品の最低購入金額の引き下げを行うと共に、その他所要の措置を講ずる。将来的な免税手続きの電子情報化については、引き続き検討する。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務見直し（融資制度の対象拡充）（法人税、法人住民税、事業税）

独立行政法人中小企業基盤整備機構が小規模企業共済契約者等に対して事業資金の貸付けを行う制度について、適用対象の拡充を行う。

○ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長（登録免許税）

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社の設立に要する登録免許税の軽減措置について、合同会社の設立等の場合を適用対象に追加した上で、適用期限を2年延長する。

○ 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の拡充及び延長（法人税、法人住民税、事業税）

2以上の金融機関等が出資した再生ファンドによる債権放棄の場合に適用される企業再生税制について、適用期限を3年延長する措置を講ずる。また、本特例の適用要件である添付書類への債権の買取価額の記載を不要とする措置を講ずる。

<延長>

○ 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る軽減措置の延長（登録免許税）

我が国産業の競争力強化に資する産業の新陳代謝の活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

○ 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の軽減措置の延長（登録免許税）

中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく不動産の取得又は建築をした際の、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

○ 保険会社等の異常危険準備金の延長（法人税、法人住民税、事業税）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財政基盤の強化を図り、今後の異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、要件を見直した上で、適用期限を3年延長する。

<新設>

- 原子力事業環境整備に関する所要の措置（所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、事業所税等）

自由化により、事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、使用済燃料再処理等を滞りなく実施するため、現行の積立金制度を拠出金制度に改めるとともに、再処理等の実施に責任を負う主体として新たに法人を創設し、適切かつ効率的な事業の実施に必要な税制措置を講ずる。

<拡充>

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不
算入の拡充（所得税、法人税、個人住民税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の平成28年度新規補助事業を適用対象に追加する。

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、固定価格買取制度の設備認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置について、適用対象を見直した上で、適用期限を2年延長する。

<延長>

- 金属鉱業等鉱害防止準備金の延長（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

金属鉱山等の坑道等の特定施設の使用終了後における鉱害防止工事の確実な実施を図るため、当該施設の利用者に強制的に積立てさせる鉱害防止積立金について、準備金積立率を見直した上で適用期限を2年延長する。

- 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長（登録免許税）

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素住宅の認定を受けた住宅等を新築又は取得した場合の登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

<延長(続)>

○ 省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長 (固定資産税)

高い省エネ性能等を有する住宅の普及促進を図るため、省エネ改修工事を行った場合の固定資産税額の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

○ ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長 (事業税)

ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から大口需要に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する制度の適用期限を3年延長した上で、ガス事業法改正における事業類型の見直し等に伴う関連税制の所要の措置を講ずる。

○ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

事業者の公害防止対策に対する取組の促進を図るため、事業者が設置する公害防止施設に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

<検討事項>

○ 原料用石油製品等の非課税化 (原料用途免税の本則化) (揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税)

石油化学製品用のナフサなどの原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

○ 電気・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (事業税)

地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

(8-3) 国際租税関連

<検討事項・制度整備>

○ 外国子会社合算税制における適用除外基準等の見直し（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、喫緊の課題である航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方等について、引き続き総合的に検討する。また、本税制適用時の外国税額控除額の算定について、二重課税を解消するために必要な見直しを行う。

<その他>

○ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) を踏まえた国内の制度整備に係る配慮

BEPSプロジェクトの成果を踏まえた国内での制度整備の検討に当たっては、日本企業の健全な活動を制約し競争力の低下を招くことがないように十分に配慮する。特に、移転価格税制に係る文書化制度の導入に当たっては、企業に過度な負担を与えないような制度設計とする。

○ 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を行う。

(8-4) 復興・防災関連

<新設>

- 防災及び減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置（固定資産税）

防災及び減災に資する道路における無電柱化を促進するため、一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

<拡充>

- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の拡充及び延長（所得税、法人税、法人住民税）

復興産業集積区域において取得等した機械及び装置について認められている特別償却措置について、一部要件を緩和等した上で、適用期限を5年延長する。

- 特定復興産業集積区域における新規立地促進税制（再投資等準備金及び再投資設備等に係る特別償却）の拡充及び延長（法人税、法人住民税、事業税）

復興産業集積区域における新規立地促進税制について、一部要件を緩和した上で、適用期限を5年延長する。

<延長>

- 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長（所得税、法人税）

東日本大震災により損壊した建物、機械装置等の代替等として取得等した資産について認められている特別償却の償却割合の引上げ期間について、対象資産等を見直した上で、適用期限を3年延長する。

- 被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

東日本大震災により、滅失・損壊した償却資産の代替資産を取得等した場合に認められている固定資産税の軽減措置について、適用期限を3年延長する。

(8-4) 復興・防災関連

<延長>

○ 特定の資産の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の延長 (所得税、法人税)

被災区域内の土地等の資産の譲渡をし、国内にある土地等を取得する場合等に、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で圧縮記帳等が認められる特例措置について、被災区域から被災区域外に買換えの場合は被災区域又は東日本大震災復興特別区域法の特定被災区域に限定するという変更をした上で、適用期限を5年延長する。

○ 被災自動車等に係る自動車重量税の還付 (自動車重量税)

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置の適用期限を3年延長する。

○ 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長 (自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税)

被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例の適用期限を3年延長する。
※自動車取得税が廃止された以後の期間は、環境性能割の非課税措置を講じる。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長 (登録免許税、印紙税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

東日本大震災で被害を受けた地域における被災事業者の早期の事業再開を促進するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備事業に係る登録免許税等の非課税措置について、適用期限を2年延長する。

○ 株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る軽減措置の延長 (登録免許税)

被災中小企業者の事業活動の活性化を図るため、株式会社商工組合中央金庫が行う被災中小企業者への貸付に係る担保として抵当権の設定登記を行う際の登録免許税の軽減措置について、適用期限を3年延長する。

<新設>

- 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

DBIについて、安定的な財政運営ができる環境の整備や、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み（いわゆるハイブリッド型制度）を実施可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

<検討事項>

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税、住民税（利子割））

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

<廃止>

- アジア拠点化のためのストックオプション税制に係る特例措置の廃止（所得税、個人住民税）